

OCN契約者に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約

【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第1章 総則

第1条 規約の目的

[エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#)（以下、「当社」といいます。）は、第4条に規定する第2種契約者に第4条に規定するAmazon社が提供する「Amazon Music Unlimited」を第1表で料金表に定める価格で販売するための条件として、OCN契約者（第4条に定める「第2種契約者」をいいます。）に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

2 前項の規定に従い当社による「Amazon Music Unlimited」の販売を受ける者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 ～ 第3条 （略）

第1章

第1条 規約の目的

[株式会社NTTドコモ](#)（以下、「当社」といいます。）は、第4条に規定する第2種契約者に第4条に規定するAmazon社が提供する「Amazon Music Unlimited」を第1表で料金表に定める価格で販売するための条件として、OCN契約者（第4条に定める「第2種契約者」をいいます。）に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約（以下、「本規約」といいます。）を定めます。

2 前項の規定に従い当社による「Amazon Music Unlimited」の販売を受ける者（以下、「契約者」といいます。）は、本規約を誠実に遵守するものとします。

第2条 ～ 第3条 （略）

第4条 定義

本規約において、用いる以下の用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1 第2種契約	当社が IP通信網サービス契約約款 に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（ただし、タイプ6-3のコース2に係るものを除きます。）を受けるための契約
2 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者（ただし、タイプ6-3に係るものに限り、第2種契約の申込みをし、当社にて第2種契約の承諾に係る確認を行っている者を含みます。）
3 契約者識別符号	第2種契約者を識別するための英字および数字の組合せであって、第2種契約に基づいて当社が第2種契約者に割り当てるもの
4 OCNマイページ	当社が第2種契約者または当社と第2種契約を締結しようとする者に対し、その第2種契約に係る申し込み方法の1つとして提供するWebサイト（ https://mypage.ocn.ne.jp/ ）
5 Amazon社	Amazon.com Sales, Inc
6 Amazon Music Unlimited	Amazon社が提供する「Amazon Music Unlimited」のサービス
7 Amazon アカウント	Amazon.co.jp サイトの利用にあたり、利用者が作成する会員登録
8 本契約	当社と契約者との間における Amazon社が提供する「Amazon Music Unlimited」の売買契約
9 Amazon Music Unlimited 契約自動更新日	契約者の Amazon Music Unlimited の Amazon における登録完了日を基準日として、Amazon Music Unlimited の提供継続（自動更

第4条 定義

本規約において、用いる以下の用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
1 第2種契約	当社が IP通信網サービス契約約款 (OCN) に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（ただし、タイプ6-3のコース2に係るものを除きます。）を受けるための契約
2 第2種契約者	当社と第2種契約を締結している者（ただし、タイプ6-3に係るものに限り、第2種契約の申込みをし、当社にて第2種契約の承諾に係る確認を行っている者を含みます。）
3 契約者識別符号	第2種契約者を識別するための英字および数字の組合せであって、第2種契約に基づいて当社が第2種契約者に割り当てるもの
4 OCNマイページ	当社が第2種契約者または当社と第2種契約を締結しようとする者に対し、その第2種契約に係る申し込み方法の1つとして提供するWebサイト（ https://mypage.ocn.ne.jp/ ）
5 Amazon社	Amazon.com Sales, Inc
6 Amazon Music Unlimited	Amazon社が提供する「Amazon Music Unlimited」のサービス
7 Amazon アカウント	Amazon.co.jp サイトの利用にあたり、利用者が作成する会員登録
8 本契約	当社と契約者との間における Amazon社が提供する「Amazon Music Unlimited」の売買契約
9 Amazon Music Unlimited 契約自動更新日	契約者の Amazon Music Unlimited の Amazon における登録完了日を基準日として、Amazon Music Unlimited の提供継続（自動更

	新)の基準となる契約者毎に定められた1か月ごとの日付であつて、第13条(料金の支払義務)第2項に係る取り扱いにおいて用いられるもの		新)の基準となる契約者毎に定められた1か月ごとの日付であつて、第13条(料金の支払義務)第2項に係る取り扱いにおいて用いられるもの
10 請求事業者	本契約の料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。	10 請求事業者	本契約の料金その他の債務に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者 (注)本欄に規定する当社が別に定める事業者は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社とします。
11 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務 」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者	11 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める「 NTT ドコモの OCN ご利用料金等の請求・収納業務 」に関わる取扱い規約に従い更に譲渡する事業者
第2章 契約 第5条 ～ 第12条 (略)		第2章 契約 第5条 ～ 第12条 (略)	

第3章 料金等

第13条 料金の支払義務

当社は、料金の支払いについて起算する月（以下、「料金起算月」といいます。）を以下のとおり規定します

区 分	料 金 起 算 月
本契約の申込みの際、現に、その申込に係る契約者識別符号について、過去にその契約者識別符号が割り当てられた第2種契約に対して本契約を締結した事実がある場合	当社が本契約の申込みを承諾した日を含む月
上記以外の場合	当社が本契約の申込みを承諾した日を含む月から起算し4カ月目

2 当社は、課金終了月を以下のとおり規定します。

区 分	料 金 終 了 月
-----	-----------

第3章 料金等

第13条 料金の支払義務

当社は、料金の支払いについて起算する月（以下、「料金起算月」といいます。）を以下のとおり規定します

区 分	料 金 起 算 月
本契約の申込みの際、現に、その申込に係る契約者識別符号について、過去にその契約者識別符号が割り当てられた第2種契約に対して本契約を締結した事実がある場合	当社が本契約の申込みを承諾した日を含む月
上記以外の場合	当社が本契約の申込みを承諾した日を含む月から起算し4カ月目

2 当社は、課金終了月を以下のとおり規定します。

区 分	料 金 終 了 月
-----	-----------

<p>契約者がOCNマイページより本契約の解除の申出を行った場合であって、その申出が完了した日を含む月のAmazon Music Unlimited 契約更新日（ただし、本契約に係る第2種契約の請求が請求事業者が別に定める「NTT レゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約第16条（協定事業者又は請求事業者による対象サービス料金等の回収代行）であり、かつその申出が完了した月のAmazon Music Unlimited 契約更新日とその月の20日以降の日付となっている場合は、Amazon Music Unlimited 契約更新日に関わらず、その月の20日）よりも前にその申出が完了した場合</p>	<p>本契約の解除の申出を行った日を含む月の前月</p>	<p>契約者がOCNマイページより本契約の解除の申出を行った場合であって、その申出が完了した日を含む月のAmazon Music Unlimited 契約更新日（ただし、本契約に係る第2種契約の請求が請求事業者が別に定める「NTT ドコモのOCN ご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約第16条（協定事業者又は請求事業者による対象サービス料金等の回収代行）であり、かつその申出が完了した月のAmazon Music Unlimited 契約更新日とその月の20日以降の日付となっている場合は、Amazon Music Unlimited 契約更新日に関わらず、その月の20日）よりも前にその申出が完了した場合</p>	<p>本契約の解除の申出を行った日を含む月の前月</p>
<p>上記以外の場合（注）</p>	<p>本契約の解除の申出を行った日を含む月</p>	<p>上記以外の場合（注）</p>	<p>本契約の解除の申出を行った日を含む月</p>
<p>3 ～ 5 （略）</p>		<p>3 ～ 5 （略）</p>	
<p>第14条 （略）</p>		<p>第14条 （略）</p>	

<p>第15条 <u>債権の譲渡</u></p> <p>契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求業者に代わって債権譲渡を通知したものと取り扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>	<p>第15条 債権の譲渡</p> <p>契約者は、本規約の規定により支払いを要することとなった利用料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略し、契約者は、請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に従っていただきます。</p> <p>2 請求事業者は、当社から譲り受けた債権を請求事業者の定める「NTTドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」に関わる取扱い規約に基づき特定請求事業者に対して譲渡する場合があります。この場合、特定請求事業者から契約者への請求書等の送付をもって特定請求事業者が請求業者に代わって債権譲渡を通知したものと取り扱うものとし、契約者は、特定請求事業者の定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約に従っていただきます。</p>
<p>第4章 <u>雑則</u></p> <p>第16条 ～ 第20条 (略)</p>	<p>第4章 <u>雑則</u></p> <p>第16条 ～ 第20条 (略)</p>
<p>第22条 <u>個人情報の取扱い</u></p> <p>当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (https://www.nttr.co.jp/privacy_policy/) によります。</p>	<p>第21条 <u>個人情報の取扱い</u></p> <p>当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」 (https://www.docomo.ne.jp/utility/privacy/) によります。</p>
<p>料金表 (略)</p>	<p>料金表 (略)</p>

附 則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）

の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、

次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>OCN 契約者に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約</u>	<u>OCN 契約者に対する「Amazon Music Unlimited」の販売に関する規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。